

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和8年1月13日

支出負担行為担当官

海上保安庁総務部長 澤井 俊

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、大規模災害等の重大事案が発生した場合、現場状況の迅速な把握のため、ヘリコプター等で撮影した現場映像情報をリアルタイムに入手し、政府関係機関へ伝達し情報共有を図るとともに、現場状況に基づいた迅速・的確な指揮命令を実施するべく、伝送手段としての衛星通信回線提供サービスを受ける業務である。本業務は、従前より契約締結に必要とする条件を満たすと認められる者（以下「特定法人」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定法人以外の者で3.の応募要件を満たし、本業務の契約を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

(2) 業務内容及び目的

本業務は、大規模災害時等、現場映像情報の伝送を行うために、衛星通信回線サービスの提供を受けることを目的とする。

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

3. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA,B,C又はD等級

に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれを準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 経営状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- (6) 入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

(2) 業務執行体制に関する要件

電気通信事業法第9条に基づく登録又は電気通信事業法第16条第1項に基づく届出を行った電気通信事業者であること。

(3) 業務実績に関する要件

平成24年度以降公示日（令和8年1月23日）までに本邦で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績があること。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

①公示及び説明書に関すること

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 神谷

電話03-3591-8976（内線2831）

②本件業務に関すること

海上保安庁総務部情報通信課第一施設係 勝田

電話03-3591-8976（内線3111）

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：令和8年1月23日（金）から令和8年2月2日（月）まで

② 交付場所等：4.(1)①に同じ。

③ 交付方法：交付場所にて交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

① 提出期限：令和8年2月2日（月） 17時00分

② 提出場所等：4.(1)②に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る）

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は後日通知
- (4) 詳細は「公示に関する説明書」による。
- (5) 本業務は令和 8 年度予算成立を条件とする調達である。

6. Summary

- (1) Subject matter of service: Dedicated circuit of satellite video transmission of JCG
- (2) Time-limit to express interests: 17:00 P.M. 2 February 2026
- (3) Contact point for documentation relating to the proposal: KAMIYA Kei, 2nd Contract Section, Contract and Accounts Office, Budget Division, Administration Department, JCG, 2-1-3 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8976 Japan, TEL 03-3591-6361 ext. 2831
- (4) Name of administrator in charge of the contract and division which he or she belongs: SAWAI Syun, Director General, Administration Department, JCG

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

公示に関する説明書

海上保安庁

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）係る公示（令和8年1月23日付）は本業務の契約を希望する者の有無を確認する目的で参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

本業務の公示に関する説明書は以下のとおりである。

1. 業務内容

(1) 業務名

海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

(2) 業務概要及び目的

本業務は、大規模災害時等、現場映像情報の伝送を行うために、衛星通信回線サービスの提供を受けることを目的とする。（詳細は仕様書による）

(3) 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

2. 応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA,B,C又はD等級に格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 当該部局において指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれを準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 経営状況や信用度が極度に悪化していないと認められる者。
- ⑥ 入札業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当でない者。

(2) 業務執行体制に関する要件

電気通信事業法第9条に基づく登録又は電気通信事業法第16条第1項に基づく届出を行った電気通信事業者であること。

(3) 業務実績に関する要件

平成24年度以降公示日（令和8年1月23日）までに本邦で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績があること。

3. 担当部局

〒100-8976 東京都千代田区霞が関2-1-3

(1) 公示及び説明書に関すること

海上保安庁総務部政務課予算執行管理室第二契約係 神谷
電話03-3591-8976（内線2831）

(2) 本件業務に関すること

海上保安庁総務部情報通信課第一施設係 勝田
電話03-3591-8976（内線3111）

4. 参加意思確認書

- (1) 提出期限、提出場所及び提出方法は以下のとおりとする。
 - ① 提出期限：令和8年2月2日（月）17時00分
 - ② 提出場所等：3. (2)に同じ。
 - ③ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る）とする。
- (2) 参加意思確認書の提出様式は様式－1（規格はA4判）のとおりとし、以下の資料を添付すること。
 - ① 誓約書（別紙1）
 - ② 情報保全に係る履行体制に関する資料（別紙2）
 - ③ 電気通信事業者の資格を有することを証明する書類
(総務省総合通信局に登録又は届出を行った書類の写し)
 - ④ 役務の提供実績
(平成24年度以降公示日（令和8年1月23日）までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績がわかる資料)
- (3) 提出資料は返却しない。(1)①の提出期限以降の資料の差替え及び再提出は認めない。また、提出期限までに参加意思確認書が到達しない場合は無効とする。
- (4) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は提出者負担とする。
- (5) 提出資料は本審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

5. 2. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合

従前より契約締結に必要とする条件を満たす者との随意契約手続きに移行する。

6. 2. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合

企画競争にて実施する予定。

7. 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

8. 仕様書の交付

仕様書は、4. (2)の書類を提出した者のうち、海上保安庁総務部情報通信課長が同意した者に対して交付する。

9. 説明書に対する質問

- (1) 質問受付期間 公示に関する説明書配布の日から令和8年2月2日（月）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日9時30分から17時00分まで。
- (2) 質問受付担当部局 3. に同じ。
- (3) 質問方法 書面（様式自由、ただし規格はA4判とする。回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること）により、持参、郵送又は電子メールのいずれの方法で提出できるものとする。

10. その他

(1) 応募要件を満たした場合

参加意思確認書の審査において応募要件を満たした者は、書面にて通知を行う。

(2) 応募要件を満たさないとされた理由の説明

① 参加意思確認書の審査において応募要件を満たさないとされた者の審査結果の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

② 契約担当官等は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により回答するものとする。

(3) 本業務は令和8年度予算成立を条件とする調達である。

(様式－1)

令和　年　月　日

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

住 所 東京都〇〇区△△1-2-3

名称又は商号 ○○○株式会社

代表者氏名 代表取締役 □□ □□

代理人 住 所 東京都△△区□□4-5-6

役職名 取締役東京支社長

氏 名 ○○ ○○

参加意思確認書

件 名 海上保安庁衛星映像伝送システムに係る衛星通信回線利用契約（単価契約）

令和8年1月23日付けで公示のあった上記件名に関する参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示について、参加意思確認書及び下記資料を提出します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違無いことを制約します。

記

- (1) 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し
- (2) 誓約書
- (3) 情報保全に係る履行体制に関する資料
- (4) 電気通信事業者の資格を有することを証明する書類
(総務省総合通信局に登録又は届出を行った書類の写し)
- (5) 役務の提供実績
(平成24年度以降公示日（令和8年1月23日）までに本邦で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1年以上衛星を用いた通信サービスの提供実績)

情報保全に係る履行体制に関する誓約書

貴庁からご案内いただきました「令和8年度 情報通信システム整備・管理・サイバー対策にかかる調達」にかかる保護すべき情報の取扱いにつきましては下記事項を遵守し、情報保全に万全を期すことを誓約します。

記

1. 本業務で知り得た保護すべき情報は、情報取扱者名簿に記載のある情報取扱者以外に伝達又は漏洩されないことを保証します。
2. 海上保安庁総務部情報通信課長（以下、担当原課長）が同意した場合を除き、参加者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の参加者に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の参加者以外の者に対して伝達又は漏洩されないことを保証する履行体制を有しています。
3. 本業務で知り得た保護すべき情報について、情報取扱者以外の者に開示する必要が発生した場合、担当原課長へ報告するとともに、担当原課長の許可が得られなければ、いかなる場合においても、情報を開示しません。
また、必要資料の提出指示があれば、その指示に従います。
4. 本業務で知り得た保護すべき情報を記録した資料に関する業務履行完了後における取扱い、（返却・削除等）については、担当原課長の指示に従います。
なお、海上保安庁との契約にかかる関係書類については適切に保管するものとします。
5. 本業務で知り得た保護すべき情報について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、業務の履行中・履行後を問わず、事実関係等について直ちに担当原課長へ報告するものとします。
なお、報告がない場合でも、情報の漏洩等の懸念や事故等がある場合には、海上保安庁が行う報告徴収や調査に応じます。
6. 提出した資料のうち個人情報が記載された情報取扱者名簿は、返却を受けた後、5年間保管し海上保安庁からの要求があった場合は、提出します。

海上保安庁総務部情報通信課長 殿

令和 年 月 日
会社名
職名
代表者氏名 印

情報保全に係る履行体制に関する資料

① 情報取扱者名簿 ※情報取扱者は本業務の遂行のために最低限必要な範囲の者とすること。

	氏名	住所	生年月日	所属部署	役職
情報管理責任者 (※1)	A				
情報取扱管理者 (※2)	B				
	C				
業務従事者 (※3)	D				
	E				
再委託先 (※4)	F				

(※1) 本業務における情報取扱のすべてに責任を有する者。

(※2) 本業務の進捗状況などの管理を行う者で、本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

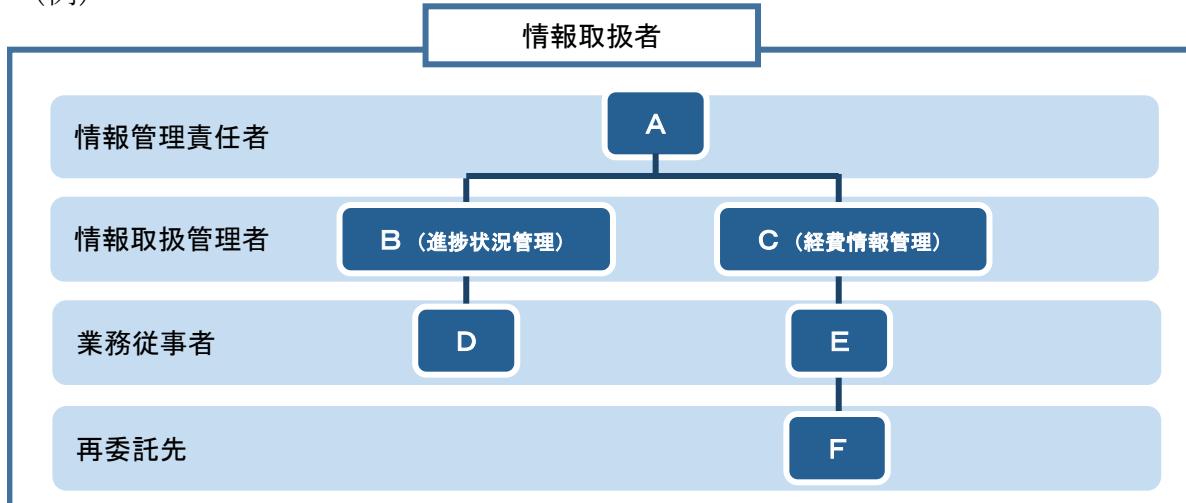
(※3) 本業務で知り得た保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

(※4) 本契約後に再委託先を選定する場合は、別途選定を行う際に追記して承認を得ること。

※このほか、日本国籍以外の国籍を有する者については、国籍やパスポート番号等を別途報告するものとする。

② 情報管理体制図

(例)



※本業務の遂行にあたって、保護すべき情報を取り扱うすべての者を記載すること（再委託先も含む）。

③ その他

- ・情報管理規則等の内規を有している場合で上記例を満たす情報については、当該内規の添付で代用可能。
- ・情報管理規則等の内規があれば別途添付すること。
- ・必要に応じ、本紙記載の内容を確認するため追加で提出を求める場合がある。